

社会的養護処遇改善加算に関するよくあるご質問への回答

問	質問	回答
1	処遇改善加算（Ⅰ）の対象となる職員は、児童指導員や保育士以外の職員（例えば小規模グループケアで勤務している栄養士等）を加算対象にすることもできますか。また、非常勤職員も加算対象として良いのでしょうか。	栄養士や調理員等として採用された場合であっても、直接子どもや親への夜間を含む業務担う職員として施設長から発令された場合は処遇改善加算（Ⅰ）の対象となります。また、非常勤職員については1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員であれば加算及び配分の対象となります。
2	処遇改善加算（Ⅰ）の対象とならない職員は、処遇改善加算（Ⅱ）から処遇改善加算（Ⅴ）の対象とはならないのでしょうか。	今回の処遇改善は、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行うことで、職場の定着等を図ることを目的としたものとなりますので、処遇改善加算（Ⅰ）の対象でなくても処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅴ）の対象の職員であれば処遇改善を行うことができます。
3	措置費とは別に地方単独事業により加配されている職員や施設が独自に配置している職員について、処遇改善の対象とすることができますか。	常勤職員や1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員であれば、措置費上措置されていない職員についても、処遇改善の加算及び配分の対象とすることができます。なお、社会的養護処遇改善加算における小規模グループケアは国庫補助の対象となっている小規模グループケアが対象となります。
4	処遇改善加算（Ⅰ）は5千円、処遇改善加算（Ⅱ）は5千円、処遇改善加算（Ⅲ）は1万5千円、処遇改善加算（Ⅳ）は3万5千円、処遇改善加算（Ⅴ）は5千円の処遇改善を行うこととされていますが、改善の金額は必ずこの金額でなければならないのでしょうか。	処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅴ）については、全ての対象者に月額5千円の処遇改善を行っていただくこととなります。処遇改善加算（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（Ⅳ）についてはそれぞれの処遇改善対象者の1/4（端数切り捨て）の対象者について改善額通り（※）の処遇改善を行った上で、当該処遇改善対象者以外の職員について、他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善を実施することができます。 ※処遇改善加算（Ⅱ）：5千円 処遇改善加算（Ⅲ）：1万5千円 処遇改善加算（Ⅳ）：3万5千円
5	ユニットリーダーに月額3万5千円（処遇改善（Ⅰ）と合わせて4万円）の処遇改善を行うと主任児童指導員等の給与を超えてしまうのですが、主任児童指導員等に加算額を配分し、処遇改善を行うことはできないのでしょうか。	施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、主任児童指導員等について処遇改善加算（Ⅴ）を含め、月額4万円未満までの処遇改善を実施することができます。
6	処遇改善加算（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（Ⅳ）については改善額通りに処遇改善を行う職員をそれぞれの処遇改善対象者の1/4（端数切り捨て）を確保することとなっていますが、例えば、処遇改善加算（Ⅳ）の対象者が3人であり計算の結果端数切り捨てで「0」となる場合には、月額3万5千円の処遇改善を行う職員を設けなくても良いのでしょうか。	お見込みの通りです。
7	経験が長い順に処遇改善を行わないといけませんか。例えば、経験年数10年の職員について処遇改善を行わず、経験年数7年の職員について月額4万円（処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅳ））、経験年数5年の職員について月額2万円（処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅲ））の処遇改善を行っても良いのでしょうか。	処遇改善の対象とする職員の選定や、各職員に係る改善額の決定については、各施設の判断で行っていただいて差し支えありません。なお、各職員に対して、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などについて丁寧に説明することが望まれます。

社会的養護処遇改善加算に関するよくあるご質問への回答

問	質問	回答
8	ユニットリーダーは処遇改善加算（Ⅰ）と（Ⅳ）の改善額に加えて、処遇改善加算（Ⅱ）や（Ⅲ）の配分額と合わせて4万円を超える処遇改善を行うことはできますか。	今回の処遇改善は、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行うことで、職場の定着等を図るものであり、特定個人の賃金引き上げを目的としたものではないことから、4万円を超える処遇改善を行うことはできません。
9	処遇改善を行う役職の名称は必ず「ユニットリーダー」や「小規模グループケアリーダー」等でなければならないのでしょうか。既に施設でこれらに相当する役職を設定していますが、このような役職のままでも処遇改善加算の対象となるのでしょうか。	「ユニットリーダー」、「小規模グループケアリーダー」などは、あくまで例として示したものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。既に施設内でこれらに相当する役職が設定されている場合でも、そのまま処遇改善加算の対象とすることも可能です。
10	施設では主任児童指導員がユニットリーダーの業務を行っていますがその場合も処遇改善加算（Ⅴ）を算定することになるのでしょうか。	主任児童指導員がユニットリーダーの業務を行っている場合と併発された場合には処遇改善加算（Ⅳ）を算定することが可能です。
11	社会的養護処遇改善加算は処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅴ）まで全てを算定しないと対象とならないのでしょうか。	処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅴ）のいずれかの対象（例えば処遇改善加算（Ⅰ）と（Ⅱ）のみなど）となれば社会的養護処遇改善加算の対象となります。今回の処遇改善は、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行うことで、職場の定着等を図るもののため、可能な限り全ての処遇改善加算を取得していただくようお願いいたします。
12	小規模グループケアリーダーに対して、処遇改善加算（Ⅲ）に加え、処遇改善加算（Ⅱ）及び（Ⅳ）の改善額の一部を配分することができますか。	月額4万円未満の範囲であれば配分は可能です。
13	1人の職員がユニットリーダーと小規模グループケアリーダーを兼務している場合は、処遇改善加算（Ⅲ）と（Ⅳ）の両方を算定することができますか。	1人の職員がユニットリーダーと小規模グループケアリーダーを兼務している場合であっても、それぞれの業務内容を評価した処遇改善を行う趣旨から、1人の職員が処遇改善加算（Ⅲ）と（Ⅳ）の両方を算定することはできません。
14	社会的養護処遇改善加算は基本給又は役職手当、職務手当などの決まって毎月支払われる手当により処遇改善を行わないと対象とはならないのでしょうか。	一時金等で実施した場合であっても社会的養護処遇改善加算の対象となります。なお、処遇改善を実施するに当たっては、可能な限り、基本給又は役職手当、職務手当などの決まって毎月支払われる手当により行っていただくをお願いします。

社会的養護処遇改善加算に関するよくあるご質問への回答

問	質問	回答
15	従来から独自の役職等を設定して業務内容を評価し、手当を支給している場合、この手当分を社会的養護処遇改善加算における処遇改善（見込）額として取り扱っても良いのでしょうか。また、この手当を増額（例えば、現行5千円の手当に1万5千円を増額して2万円にする等）する方法で実施することは可能でしょうか。可能な場合の処遇改善（見込）額はどのように計算をしたら良いのでしょうか。	社会的養護処遇改善加算においては、平成28年度時点の賃金水準からの改善が必要となるため、従来から支給している手当を処遇改善額として取扱うことはできません。また、処遇改善は、従来から支給している手当を増額する方法で実施することは可能です。その場合は増額分（今回の例では1万5千円）について処遇改善（見込）額として取り扱っていただいてもかまいません。
16	月給による処遇改善を実施した場合に対応する超過勤務手当の増加分については、社会的養護処遇改善加算における処遇改善（見込）額に含むのでしょうか。	超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、処遇改善（見込）額に含めないこととします。
17	例えば、小規模グループケアリーダーが育児休業を取得した場合の処遇改善額はどのように算定するのでしょうか。	通常、育児休業期間中は給与が支払われないため、この場合の育児休業取得者に係る処遇改善額はゼロになります。このため、必要に応じて、小規模グループケアリーダーの代理の職員の発令等を行っていただき、当該職員に対して処遇改善を行うことが考えられます。
18	基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなりますが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできますか。	月額による改善分を実施した場合に、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。
19	職務・給与体系の整備がされておらず、発令等に時間を要する見込みですがこの場合でも、平成29年4月から支給されるのでしょうか。	対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から施設において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合であって対象となる研修を修了している場合は、4月に遡及して支給することが可能です。
20	問18に関連して、実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合とは、どのように確認することになるのでしょうか。	都道府県等における確認は、職員体制の分かる書面（様式の内訳書や辞令の写しや役職付の名簿、担当者名の入った施設内の分掌表など）により行うこととなりますので、4月時点で職員体制が整備されていることが分かる書類を整理しておく必要があります。
21	処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅴ）の対象となる研修はどのような研修でしょうか。	対象となる研修例につきましては、別紙のとおりです。各都道府県等は対象となる研修例を参考に、研修内容や時間数等を確認して、処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅴ）の対象の研修とするか判断してください。また、多くの施設等で社会的養護処遇改善加算を算定できるように、各都道府県等は各施設等に対し、研修の機会の確保や情報提供等に努めていただくようお願いいたします。

社会的養護処遇改善加算に関するよくあるご質問への回答

問	質問	回答
22	処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅴ）の対象の研修について10年前に修了したのですが、その場合も修了したものとして取り扱っても良いのでしょうか。	<p>研修修了証や復命書等により施設長等が研修を修了したことを確認し、都道府県等に承認された場合は修了したものとして取り扱ってください。</p> <p>なお、自立援助ホームにつきましては、全国自立援助ホーム協議会で作成している研修名簿等をもとに、証明書の作成をお願いします。</p> <p>また、対象となる研修を過去に修了した場合であっても、入所している子どもへの支援の充実を図るためにも、定期的に研修を受講していただく等の配慮をお願いいたします。</p>
23	処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象の研修については、平成29年度は処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象となる研修のA又はイのいずれかの研修を修了している場合に対象となると思いますが、平成30年度以降は修了していないと対象とはならないのですか。	<p>平成30年度以降の研修の取扱いは、研修修了状況等を踏まえて決定することとしています。</p> <p>なお、いずれかの研修のみ修了している方につきましては、可能な限り平成29年度中に研修の受講をお願いします。</p>
24	乳児院のユニットリーダーから児童養護施設のユニットリーダーに異動になった場合や乳児院のユニットリーダーから児童養護施設の小規模グループケアリーダーに異動になった場合の研修の取扱いはどのようになるのでしょうか。	<p>乳児院のユニットリーダーから児童養護施設のユニットリーダーへ異動になった場合は、児童養護施設の処遇改善加算（Ⅳ）の対象となる研修のAの研修を修了していただく必要があります。</p> <p>また、乳児院のユニットリーダーから児童養護施設の小規模グループケアリーダーへの場合は、児童養護施設の処遇改善加算（Ⅲ）の対象となる研修のA及びイの研修を修了していただく必要があります。</p> <p>いずれの場合であっても、過去に対象となる研修を修了していれば、改めて研修を受講していただくなくてもかまいません。</p>
25	処遇改善加算（Ⅳ）の対象の研修について、都道府県等が実施している中堅職員相当向けの研修に、①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれている場合は、対象となる研修のAとイ両方の研修を修了したものと取り扱っても良いのでしょうか。	<p>処遇改善加算（Ⅳ）の対象の研修について、例えば、1日目は中堅職員相当向けの研修、2日目は概ね6時間以上の研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれている研修のように、対象となる研修のAとイで明確に区別ができ、都道府県等が両方の修了したものと判断できれば、両方の研修を修了したものと取り扱うこととして差し支えありません。</p>
26	研修によっては、一つの研修会で小規模グループケアリーダーの研修内容とユニットリーダーの研修内容が含まれていることもありますが、この場合は小規模グループケアリーダーの対象研修（イの研修）及びユニットリーダーの対象研修（イの研修）の両方の研修を修了したものと取り扱っても良いのでしょうか。	<p>小規模グループケアリーダーの研修とユニットリーダーの研修の場合、例えば、1日目は概ね6時間以上の研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等が含まれている小規模グループケアリーダーの対象となる研修、2日目は概ね6時間以上の研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれている研修のように、対象となる研修が明確に区別ができ、都道府県等が双方の研修を修了したものと判断できれば、双方の研修を修了したものと取り扱うこととして差し支えありません。</p>

社会的養護処遇改善加算に関するよくあるご質問への回答

問	質問	回答
27	処遇改善加算（Ⅴ）の対象となる研修（例えば、基幹的職員研修）について、これを修了することで、処遇改善加算（Ⅱ）から処遇改善加算（Ⅳ）の対象となる研修を修了したものとして取り扱ってもよいのでしょうか。	処遇改善加算（Ⅴ）の研修（例えば基幹的職員研修）は内容から見て主任児童指導員等相当の研修のため、例えば、過去に処遇改善加算（Ⅴ）の対象となる研修を修了した職員がユニットリーダー（処遇改善加算（Ⅳ））になる場合や主任児童指導員等からユニットリーダー（処遇改善加算（Ⅳ））になる場合も含めて、処遇改善加算（Ⅱ）から処遇改善加算（Ⅳ）の対象とする場合は各々の加算の対象となる研修を修了していただく必要があります。
28	配分対象職員については、「他の処遇改善加算を含め4万円未満の範囲内」で配分可能とありますが、配分対象職員は処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅴ）のいずれかの加算対象職員でないといけないのでしょうか。	配分対象職員は、施設長及び基幹的職員以外であって、常勤職員や1日6時間以上、かつ月20日以上勤務している職員であれば、処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅴ）のいずれかの対象職員でなくても配分可能です。

民間児童養護施設職員の処遇改善【研修（例）】

別紙

加算	改善額	対象者	対象となる研修(例)	
			アの研修	イの研修
処遇改善加算(Ⅱ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員 ・個別対応職員 ・里親支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・看護師 ・栄養関係職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅職員研修【全国児童養護施設協議会】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーソーシャルワーク研修【全国社会福祉協議会】 ・児童福祉施設心理担当職員合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、左記以外に各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅲ)	月額1万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアリーダー ・地域小規模児童養護施設リーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設職員指導者研修、児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・児童養護施設職員研修・子ども志塾(SBI子ども希望財団) ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<p>その他、左記以外に研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</p>
処遇改善加算(Ⅳ)	月額3万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設職員研修・子ども志塾(SBI子ども希望財団) ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン研修【全国社会福祉協議会】 ・その他、左記以外に研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅴ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童指導員 ・主任保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的職員研修 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(管理職員)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①施設の管理・運営(マネジメント)に関する事、②ユニットリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	

民間乳児院の処遇改善【研修（例）】

加算	改善額	対象者	対象となる研修(例)	
			アの研修	イの研修
処遇改善加算(Ⅱ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員 ・個別対応職員 ・里親支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・看護師 ・栄養関係職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国乳児院研修会【全国乳児福祉協議会】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・乳児院職員指導者研修、児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーソーシャルワーク研修【全国社会福祉協議会】 ・児童福祉施設心理担当職員合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、左記以外に各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅲ)	月額1万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国乳児院研修会【全国乳児福祉協議会】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・乳児院職員指導者研修、児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<p>その他、左記以外に研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</p>
処遇改善加算(Ⅳ)	月額3万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国乳児院研修会【全国乳児福祉協議会】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・乳児院職員指導者研修、児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン研修【全国社会福祉協議会】 ・その他、左記以外に研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅴ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師長 ・主任保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的職員研修 ・上級職員セミナー【全国乳児福祉協議会】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(管理職員)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①施設の管理・運営(マネジメント)に関する事、②ユニットリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	

民間児童自立支援施設の処遇改善【研修（例）】

加算	改善額	対象者	対象となる研修(例)	
			アの研修	イの研修
処遇改善加算(Ⅱ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員 ・個別対応職員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・栄養関係職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅職員研修【国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーソーシャルワーク研修【全国社会福祉協議会】 ・児童福祉施設心理担当職員合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、左記以外に各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅲ)	月額1万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<p>その他、左記以外に研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</p>
処遇改善加算(Ⅳ)	月額3万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザー研修【国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所】 ・基幹的職員研修 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修（管理職員）【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①施設の管理・運営（マネージメント）に関すること、②ユニットリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン研修【全国社会福祉協議会】 ・その他、左記以外に研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅴ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童自立支援専門員 ・主任児童生活支援員 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザー研修【国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所】 ・基幹的職員研修 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修（管理職員）【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①施設の管理・運営（マネージメント）に関すること、②ユニットリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	

民間母子生活支援施設の処遇改善【研修（例）】

加算	改善額	対象者	対象となる研修(例)	
			アの研修	イの研修
処遇改善加算(Ⅱ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・個別対応職員 ・心理療法担当職員 ・調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・母子生活支援施設職員指導者研修、児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設心理担当職員合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、左記以外に各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅲ)	月額1万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員リーダー ・少年指導員リーダー ・小規模分園型母子生活支援施設リーダー 		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、左記以外に研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅳ)	月額3万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・主任母子支援員 		<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン研修【全国社会福祉協議会】 ・その他、左記以外に研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②母子支援員リーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅴ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・主任母子支援員 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的職員研修 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(管理職員)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①施設の管理・運営(マネジメント)に関する事、②職員への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	

民間児童心理治療施設の処遇改善【研修（例）】

加算	改善額	対象者	対象となる研修(例)	
			アの研修	イの研修
処遇改善加算(Ⅱ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員 ・個別対応職員 ・心理療法担当職員 ・看護師 ・栄養関係職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(中堅職員、チームリーダー)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・児童心理治療施設(情短)職員指導者研修、児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーソーシャルワーク研修【全国社会福祉協議会】 ・児童福祉施設心理担当職員合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、左記以外に各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅲ)	月額1万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童心理治療施設(情短)職員指導者研修、児童福祉施設指導者合同研修【子どもの虹情報研修センター】 ・その他、上記以外の中堅職員相当向けの研修 	<p>その他、左記以外に研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</p>
処遇改善加算(Ⅳ)	月額3万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・指導チームリーダー ・心理チームリーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的職員研修 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(管理職員)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①施設の管理・運営(マネジメント)に関すること、②指導チームリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン研修【全国社会福祉協議会】 ・その他、左記以外に研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
処遇改善加算(Ⅴ)	月額5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童指導員 ・主任保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的職員研修 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(管理職員)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①施設の管理・運営(マネジメント)に関すること、②指導チームリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	

民間自立援助ホーム職員の処遇改善【研修（例）】

加算	改善額	対象者(例)	対象となる研修(例)	
			アの研修	イの研修
処遇改善加算(V)	月額5千円	・指導員(管理者を兼ねている指導員を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自立援助ホーム長研修会【全国自立援助ホーム協議会】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(管理職員)【都道府県・市社会福祉協議会等】 ・その他、上記以外に研修内容に①自立援助ホームの管理・運営(マネジメント)に関する事、②職員への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	

民間ファミリーホーム職員の処遇改善【研修（例）】

加算	改善額	対象者(例)	対象となる研修(例)	
			アの研修	イの研修
処遇改善加算(V)	月額5千円	・養育者	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーホーム運営・マネジメント研修【日本ファミリーホーム協議会】 ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修(管理職員)(都道府県・市社会福祉協議会等) ・その他、上記以外に研修内容に①ファミリーホームの運営、②マネジメントに関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修 	